

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	津市 個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

津市は個人住民税及び森林環境税事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

津市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和7年6月23日

項目一覧

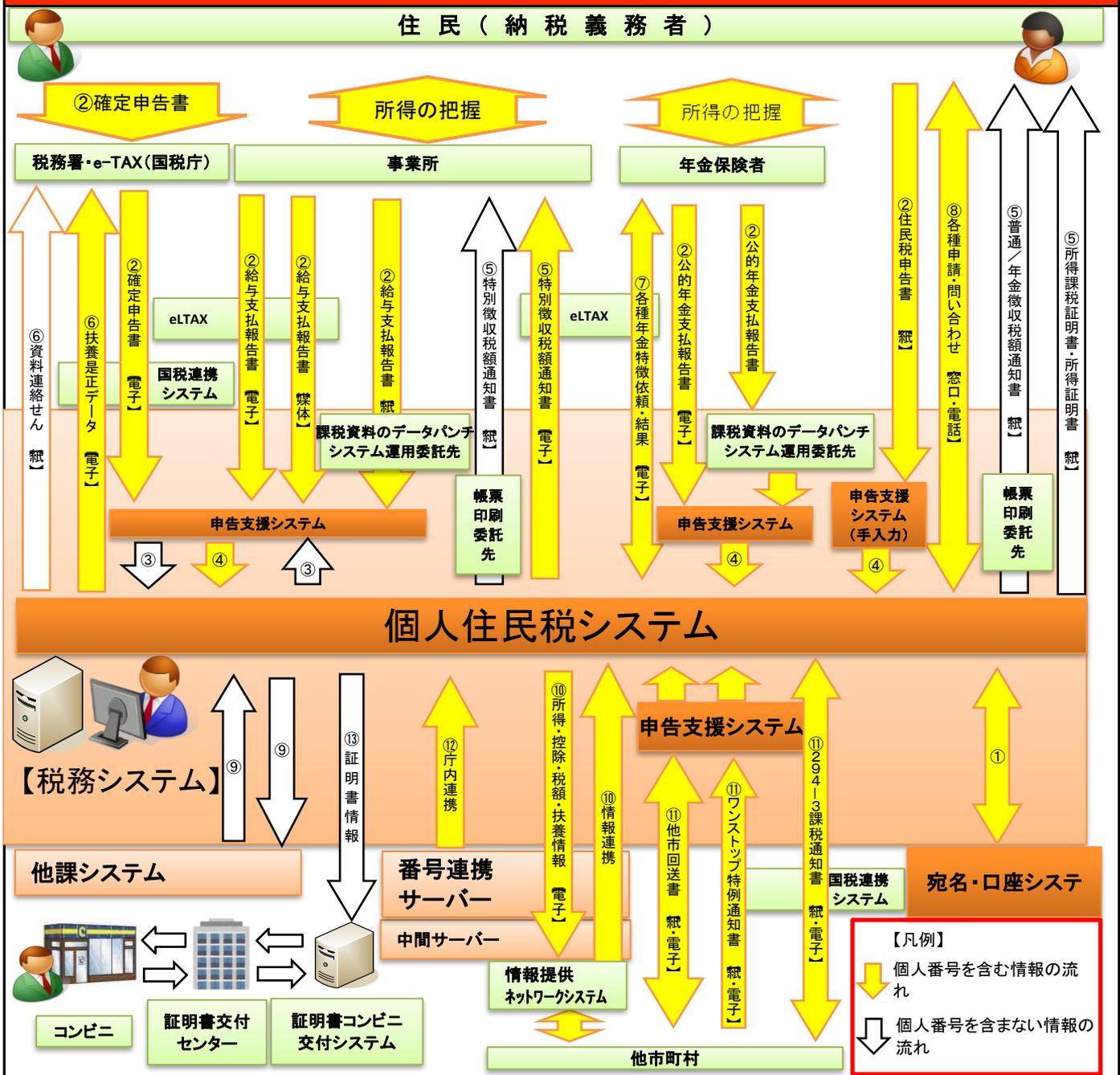
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>【賦課照会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者の賦課情報及び事業所の特別徴収税額を照会する機能 <p>【賦課更正機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税対象者の異動に伴い、賦課情報を更正する機能 <p>【証明書発行機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種証明書を発行する機能 <p>【統計管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税及び森林環境税業務における調定表等の統計資料を作成する機能 <p>【帳票発行機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税額決定及び変更に係る各種帳票を発行する機能 <p>【対象者抽出機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備された条件で課税対象者を抽出する機能 <p>【データ連携機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXシステム、国税連携システム、申告支援システムとのデータ相互連携機能 <p>【年金特徴機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税及び森林環境税について、公的年金からの特別徴収を行うために必要となるデータ作成・取り込みを行う機能 <p>【情報提供機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー向けの照会用データを作成する機能。(番号連携サーバー経由で連携)
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 (滞納整理支援システム、申告支援システム、証明書コンビニ交付システム)</p>
システム3	
①システムの名称	申告支援システム
②システムの機能	<p>【申告準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名、事業所、給与、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能 <p>【申告受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 <p>【国税連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能 <p>【住民税及び森林環境税課税データ作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の合算、論理チェックを行い、住民税及び森林環境税課税データを個人住民税システムへ移出する機能 <p>【課税資料のイメージ化機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料を受け取り、課税資料をイメージ化する機能 <p>【課税資料のイメージ管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の資料番号や宛名情報をもとに対象者の課税資料イメージを管理し、検索する機能 <p>【アノテーション機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料イメージにマーカーやメモ等を添付する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [<input type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>【申請・届出データの審査と管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・eLTAXを利用するにあたって、利用者から届出があった情報を審査、管理する機能 <p>【申告データの審査と管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者から申告されたデータを審査、管理する機能 <p>【申告データの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申告データを個人住民税システム連携用ファイルとして作成し、出力する機能 <p>【特別徴収税額通知データの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収税額通知データを特別徴収義務者に送信する機能 <p>【税通基本情報ファイルの連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税通基本情報ファイルを特別徴収義務者・納税義務者に送信する機能 <p>【年金特徴サービス機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金保険者との間で年金特徴税額データ及び団体回付データ等を送受信する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 （ 媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない ）</p>
システム5	
①システムの名称	国税連携システム
②システムの機能	<p>【国税連携データの管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う機能 <p>【法定調書データの管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法定調書データの検索、詳細表示、帳票印刷、ダウンロードを行う機能 <p>【団体間回送機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体間回送の送受信状況の確認及び団体間回送ファイルの登録を行う機能 <p>【扶養是正情報等のデータ送信機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・扶養是正情報等データを国税庁へ送信する機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 （ 媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない ）</p>
システム6	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>【宛名管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存業務システムから宛名データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う機能 <p>【統合宛名番号の付番機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う機能 <p>【符号要求機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番を市町村GWへ送信する機能 <p>【情報提供機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各業務で管理している別紙1の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う機能 <p>【情報照会機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務システムにファイル転送を行う機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input type="radio"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input type="radio"/>] その他 （ 中間サーバー ）</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	(1)宛名・口座特定個人情報ファイル ・個人住民税及び森林環境税の賦課決定において、本人特定を行う必要があるため。 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル ・個人住民税及び森林環境税の賦課決定において、所得情報・控除情報を正確に把握する必要があるため。
②実現が期待されるメリット	・事務・手続の簡素化、添付書類の削減による負担軽減 ・個人住民税及び森林環境税の賦課事務の効率化 ・公平・公正な税負担の実現
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠） 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（24の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） 番号法施行令第20条
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	政策財務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ①宛名システムで管理する個人番号と宛名番号の紐付けテーブルを使い、個人住民税システムにおいて個人番号を利用する。
- ②課税資料(給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書、確定申告書)を受付け、個人住民税システム及び申告支援システムへ取り込む。課税資料を取り込むにあたり、紙の課税資料はデータパンチ委託業者にて電子ファイル化(パンチ作業)が行われる。課税資料には個人番号が含まれる。
- ③取り込んだ課税資料について、イメージ管理システムへ宛名番号を含むデータファイルを連携する。これにより個人住民税システムからイメージ照会が可能となる。
- ④申告支援システムで課税資料の合算を行って作成した住民税及び森林環境税課税データを個人住民税システムへ取り込む。
- ⑤通知書ファイルを作成し、大量一括印刷・封入封緘を行い、本人または給与支払者へ送付する。また証明書も個人住民税システムから発行する。
- ⑥市の調査により、申告情報の誤りがあった場合、資料連絡せん・扶養是正データを税務署(国税庁)へ送付する。
- ⑦年金特徴の各種通知情報のやりとりをする。
- ⑧市の窓口や電話による問い合わせ時、本人確認が必要な場合は基本情報に加え個人番号を確認する。
- ⑨当初課税時、異動締め時に他課システム向けデータを作成し提供する。また他課システムなどから個人住民税及び森林環境税に必要なデータが提供される。
- ⑩当初課税時、異動締め時に所得・控除・税額・扶養情報を連携サーバー経由で中間サーバーへアップする。また情報提供ネットワークシステムより他機関、他市町村の情報を参照する。
- ⑪他市町村との課税資料、地方税法第294条第3項に基づく通知書の受領及び送付、寄附金控除に関するワンストップ特例通知書の受領。
- ⑫個人住民税及び森林環境税の賦課及び調査に必要な他の事務の情報を庁内連携により利用する。
- ⑬個人住民税システムから証明書コンビニ交付システムへ証明書情報を連携する。当該証明書情報には、証明書発行に関する必要な情報のみであり、個人番号は含まない。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
その必要性	対象者の情報を一元的に管理し、必要に応じて使用するため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及び4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号) : 個人番号との突合に必要があるため。 ・連絡先(電話番号等) : 納税義務者への連絡に必要があるため。 ・その他住民票関係情報 : 納税義務者の世帯情報等を把握するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	政策財務部市民税課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳システム)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳に記載されている住民の特定個人情報は、住民基本台帳システムの更新結果が反映される。 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等の特定個人情報は、登録が必要になった都度入手する。 								
④入手に係る妥当性	適正な個人住民税及び森林環境税の賦課を行うために正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。								
⑤本人への明示	番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。								
⑥使用目的 ※	公平、公正かつ効率的な個人住民税及び森林環境税の賦課を実施するため。								
変更の妥当性	—								
⑦使用の主体	使用部署 ※	政策財務部市民税課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料データ等の本人特定を行う。 ・帳票作成時において、通知書に送付先を出力する。 								
情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名特定個人情報ファイルを更新する際に、本人確認情報に関する更新データと宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。 ・本人確認書類を用いて本人確認を行う際に、提示を受けた本人確認書類と宛名・口座特定個人情報ファイルを突合する。 								
情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析は行わない。								
権利利益に影響を与え得る決定 ※	—								
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	システム運用・維持管理等業務委託	
①委託内容	バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステムの運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※ ・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者	
	その妥当性 システムの安定稼働を図るため、システムの運用及び維持に関し専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法	・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。	
⑥委託先名	株式会社ミエデン	
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない	
6. 特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※	カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID、パスワードによる認証が必要。	
②保管期間	期間 [20年以上] <選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性 賦課及び徴収事務、さらにその他市税事務でも使用している。調査等に備える必要があり、容量がある限り削除しない。	
③消去方法	ハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	
7. 備考		
—		

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
その必要性	適正な個人住民税及び森林環境税の賦課を行うために、正確かつ迅速に個人を特定する必要があるため。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報：本人確認に必要があるため。 ・その他識別情報(内部番号)：個人番号との突合に必要があるため。 ・その他住民票関係情報：対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握する必要があるため。 ・国税関係情報：対象者の確定申告書等の情報に基づき、住民税額の算出を行う必要があるため。 ・地方税関係情報：算出した住民税額及び森林環境税額に基づき、税額通知・証明書等の帳票印刷を行う必要があるため。 ・医療保険関係情報：社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・障害者福祉関係情報：障害者控除の確認を行う必要があるため。 ・生活保護・社会福祉関係情報：非課税の判定を行う必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報：社会保険料控除額の確認を行う必要があるため。 ・年金関係情報：対象者の公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額及び森林環境税額の算出を行う必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	政策財務部市民税課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※		<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (保険医療助成課、援護課、介護保険課、障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者(日本年金機構のみ)) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者、年金保険者(日本年金機構を除く)) <input type="checkbox"/> その他 ()							
②入手方法		<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/> 専用線 [<input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()							
③入手の時期・頻度		<ul style="list-style-type: none"> ・当初賦課については、申告情報及びその他課税に必要な情報について、1月～4月にかけて入手する。 ・賦課更正については、当初賦課時以降、新規申告及び税額更正に関する申告時に、随時申告情報等を入手する。 							
④入手に係る妥当性		申告情報及びその他課税に必要な情報については、個人住民税及び森林環境税賦課に関する事務において必要なものであり、制度上定められた時期・頻度・方法にて、情報提供を受けている。							
⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> ・本人から入手する情報は、使用目的を本人へ明示した上で、入手を行っている。 ・番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。 							
⑥使用目的 ※		公平・公正かつ効率的な個人住民税及び森林環境税の賦課事務を実施するため。							
変更の妥当性		—							
⑦使用の主体	使用部署 ※	政策財務部市民税課、久居総合支所市民課、河芸総合支所市民福祉課、芸濃総合支所市民福祉課、美里総合支所市民福祉課、安濃総合支所市民福祉課、香良洲総合支所市民福祉課、一志総合支所市民福祉課、白山総合支所市民福祉課、美杉総合支所市民福祉課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・各種課税資料から賦課内容を決定するために使用。 ・課税決定者(普通徴収対象者の場合)・年金保険者・各給与支払者(特別徴収対象者の場合)へ税額を通知するために使用。 ・賦課内容に基づき、申請に応じて各種税務証明書を発行するために使用。 ・必要に応じて、税額更正等を行なうために使用。 							
情報の突合 ※		<ul style="list-style-type: none"> ・納税者の特定を行うため、申告書等の内容と宛名・口座特定個人情報の突合を行う。 ・所得控除額等の確認を行うため、申告書等の内容と庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムにより入手した情報の突合を行う。 							
情報の統計分析 ※		個人住民税及び森林環境税賦課に関する統計分析は行うが、特定の個人を判別する情報の統計分析は行わない。							
権利利益に影響を与え得る決定 ※		所得額、各種控除額に基づき住民税額及び森林環境税額を決定・更正する。							
⑨使用開始日		平成28年1月1日							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	
委託の有無 ※	[委託する] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1	システム運用バッチ業務委託(市民税課)
①委託内容	・給与支払報告書及び公的年金等支払報告書のパンチ入力(データ化) ・税額通知書、納税通知書の作成、印刷、封入封緘
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
その妥当性	【パンチ入力】 ・短期間で入力作業を職員で対応することが困難なため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託している。 【印刷・封入封緘】 ・多量の印刷が短時間でできる機器、裁断機器、封入封緘機器を有し、セキュリティ基準が達成できている設備で作業ができ、納税通知書印刷に必要な対応(郵便カスタマバーコード、コンビニ用バーコード等)が必要なため、専門的な知識・技術を有する民間業者に委託する。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input checked="" type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法	・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。
⑥委託先名	株式会社ミエデン
再委託	⑦再委託の有無 ※ [再委託しない] <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	

委託事項2		システム運用・維持管理等業務委託
①委託内容		バッチ処理の実行やオンライン稼働監視等のシステム運用管理、障害対応や法制度改正等のシステム保守管理を行う。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
	その妥当性	システムの安定稼働を図るため、システムの運用及び維持に関し専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (システムの直接操作)
⑤委託先名の確認方法		・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。
⑥委託先名		株式会社ミエデン
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		地方税ポータルシステム等対応ASPサービス利用契約	
①委託内容		eLTAXシステム運用及び国税連携システム運用	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		公的年金等受給者、確定申告者、eLTAX利用事業所の給与所得者	
その妥当性		eLTAXシステム及び国税連携システムの運用・保守・バージョンアップへの対応や、システムの安定した稼働が必要であるため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="radio"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。	
⑥委託先名		株式会社TKC	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託を行う場合は、委託先より事前書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁手続を経た後に承認することとする。	
	⑨再委託事項	現地サポート等の委託業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限る。	
委託事項4		税務窓口等運用業務委託	
①委託内容		窓口受付・各税務関係証明書の作成・運営管理等を行う業務。	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※		・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者	
その妥当性		行政サービスの向上、業務の質、精度の維持及び向上を実現するため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託する。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (システムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		・委託先名の問い合わせがあった場合は回答する。 ・津市情報公開条例に基づく契約書の開示請求により確認できる。	
⑥委託先名		株式会社アウトソーシングトータルサポート	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="radio"/>] 提供を行っている (72) 件 [<input type="radio"/>] 移転を行っている (6) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表
②提供先における用途	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表で規定された事務
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2	税務署
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	所得税の更正等における所得状況等の確認
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	所得税において更正が必要となる者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [<input type="radio"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	所得税において更正が必要であることが判明した都度

提供先3	特別徴収義務者(事業所)	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	特別徴収税額を特別徴収義務者が確認する。	
③提供する情報	特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる給与所得者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年5月に通知	
提供先4	特別徴収義務者(年金保険者)	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号	
②提供先における用途	特別徴収税額を特別徴収義務者が確認する。	
③提供する情報	特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別徴収の対象となる年金所得者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年7月に通知 その後は特別徴収税額に変更があった都度	

提供先5	他市町村	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	個人住民税及び森林環境税賦課の課税資料とする。	
③提供する情報	個人住民税申告情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他市町村で課税されることとなった者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	他市回送の必要が生じる都度	
提供先6	他市町村	
①法令上の根拠	番号法第19条第10号	
②提供先における用途	地方税法第294条第3項に基づき、対象者が津市において課税されたことを確認する。	
③提供する情報	氏名、住所、生年月日	
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第294条第3項に基づいて課税した者	
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input checked="" type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	毎年5月に通知 その後は対象者が判明した都度	

提供先7	教育委員会学校教育課
①法令上の根拠	番号法第19条第11号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項
②提供先における用途	子ども子育て支援法第27条第3項第2号に規定する額の算定に利用するため。
③提供する情報	地方税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	子ども子育て支援法第19条第1項第1号に規定する者の保護者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (庁内連携システム)
⑦時期・頻度	毎年7月に提供 その後は対象者が判明した都度
移転先1	津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務を行う部署
①法令上の根拠	番号法第9条第2項並びに津市個人番号利用条例第4条第2項及び第3項
②移転先における用途	別紙2参照
③移転する情報	その他識別情報(内部番号)、4情報、国税関係情報、地方税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	・住民基本台帳に記載されており、個人番号を有する者 ・住民基本台帳に記載されていない課税対象者及び被扶養者等のうち、個人番号を有する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	移転先担当課の必要に応じて随時提供

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		<ul style="list-style-type: none">・カード認証にて入退館管理をしている建物内のうち、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管。サーバーへのアクセスはID・パスワードによる認証が必要。・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。
②保管期間	期間	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	地方税法第17条の5により、課税より7年間経過までは保管が必要
③消去方法		<p style="text-align: center;">＜個人住民税システムにおける措置＞</p> ②で定めた保存期間を超えたデータについて、システム上一括で消去する。(データベースから物理的に削除する)

7. 備考

—

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 宛名・口座特定個人情報ファイル

(宛名情報)

1.タイムスタンプ日付 2.タイムスタンプ時刻 3.宛名コード 4.宛名区分 5.個法区分 6.宛名税目コード 7.送付先履歴番号 8.関連宛名設定フラグ 9.宛名異動事由 10.送付先設定事由 11.送付先設定異動日 12.送付先設定届出日 13.送付先廃止事由 14.送付先廃止異動日 15.送付先廃止届出日 16.事業所名カナ情報 17.事業所名検索カナ情報 18.事業所名漢字情報 19.支店名カナ情報 20.支店名検索カナ情報 21.支店名漢字情報 22.組織区分 23.組織名表示区分 24.共有者数 25.共有区分 26.代表者宛名コード 27.郵便親番 28.郵便子番 29.集配局コード 30.住所区分 31.住所コード 32.番地コード 33.枝番コード 34.小枝番コード 35.小枝番コード3 36.住所漢字 37.方書漢字 38.部課名漢字 39.産業大分類 40.産業中分類 41.産業小分類 42.画面表示保護 43.合併前自治体コード 44.合併前宛名コード 45.異動担当者 46.更新業務コード 47.行政区コード 48.口座番号表示有無 49.予備項目 50.利用者予備項目 51.タイムスタンプ日付 52.タイムスタンプ時刻 53.宛名コード 54.宛名区分 55.個法区分 56.宛名税目コード 57.通称名区分 58.通称名使用区分 59.送付先履歴番号 60.関連宛名設定フラグ 61.宛名異動事由 62.送付先設定事由 63.送付先設定異動日 64.送付先設定届出日 65.送付先廃止事由 66.送付先廃止異動日 67.送付先廃止届出日 68.氏名カナ情報 69.氏名検索カナ情報 70.氏名漢字情報 71.名カナ情報 72.名検索カナ情報 73.名漢字情報 74.生年月日 75.性別 76.行政区コード 77.小学校区 78.中学校区 79.選挙区 80.郵便親番 81.郵便子番 82.集配局コード 83.住所区分 84.住所コード 85.番地コード 86.枝番コード 87.小枝番コード 88.小枝番コード3 89.住所漢字 90.方書漢字 91.画面表示保護 92.国籍コード 93.在留資格 94.宛名整理コード 95.合併前自治体コード 96.合併前宛名コード 97.視覚障害者区分 98.異動担当者 99.更新業務コード 100.在留期間開始日 101.在留期間終了日 102.住記住民日 103.住記住定日 104.住記消除日 105.住記消除事由 106.通称名優先区分住民税 107.通称名優先区分軽自 108.通称名優先区分固定 109.通称名優先区分国保 110.通称名優先区分予備 111.口座番号表示有無 112.予備項目 113.利用者予備項目

(個人番号管理)

114.タイムスタンプ日付 115.タイムスタンプ時刻 116.宛名コード 117.マイナンバー 118.履歴番号 119.異動日 120.異動事由 121.予備項目 122.異動担当者 123.利用者予備項目

(個人事業主番号管理)

134.タイムスタンプ日付 135.タイムスタンプ時刻 136.宛名コード 137.マイナンバー 138.履歴番号 139.異動日 140.異動事由 141.予備項目 142.異動担当者 143.利用者予備項目

(口座情報)

144.タイムスタンプ日付 145.タイムスタンプ時刻 146.宛名コード 147.宛名税目コード 148.口座履歴番号 149.口座申込年月日 150.口座開始年月日 151.口座申込入力日 152.口座申込整理番号 153.口座解約異動事由 154.口座解約年月日 155.口座解約入力日 156.口座解約整理番号 157.金融機関コード 158.口座種別 159.口座番号 160.口座名義人カナ 161.口座名義人漢字 162.口座電話番号 163.納付種別 164.口振通知済 165.口振通知出力区分 166.還付申込年月日 167.還付開始年月日 168.還付申込入力日 169.還付申込整理番号 170.還付解約異動事由 171.還付解約年月日 172.還付解約入力日 173.還付解約整理番号 174.還付金融機関コード 175.還付用口座種別 176.還付用口座番号 177.還付口座名義人カナ 178.還付口座名義人漢字 179.還付口座電話番号 180.口座履歴有無 181.異動担当者 182.予備項目 183.利用者予備項目

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル

(個人基本)

1.タイムスタンプ日付 2.タイムスタンプ時刻 3.年度 4.宛名コード 5.宛名区分 6.賦課期日区分 7.性別 8.生年月日 9.世帯コード 10.続柄コード 11.生活保護該当区分 12.本人専従区分 13.事業所家屋敷区分 14.被扶養区分 15.障害者区分 16.寡婦区分 17.寡夫区分 18.個人コメント 19.賦課氏名カナ 20.賦課氏名漢字 21.賦課住所区分 22.賦課住所コード 23.賦課住所番地 24.賦課住所枝番 25.賦課住所小枝番 26.賦課住所 27.賦課住所方書 28.新規フラグ 29.配偶者宛名コード 30.徴収希望 31.納通発送区分 32.納通発送日 33.市申送区分 34.未申告区分 35.294条通知日 36.通報年月日 37.扶養照会区分 38.扶養照会年月日 39.申告書発送済区分 40.国保加入区分 41.世帯外被扶養区分 42.世帯外扶養情報(区分、宛名コード、氏名) 43.合併前自治体コード 44.固有情報 45.更新年月日 46.更新時分 47.更新職員番号 48.ひとり親区分 49.年金特徴判定 50.利用者予備項目 51.障害者年金区分 52.遺族年金区分

(個人メモ)

53.タイムスタンプ日付 54.タイムスタンプ時刻 55.年度 56.宛名コード 57.メモ内容 58.住登地住所コード 59.住登地住所 60.メモ本年度のみ 61.課税地住所コード 62.課税地住所

(賦課)

63.タイムスタンプ日付 64.タイムスタンプ時刻 65.年度 66.宛名コード 67.賦課連番 68.徴収区分 69.賦課レコード状態 70.処理コード 71.更正事由 72.異動年月日 73.済期 74.開始期 75.済月 76.開始月 77.更新年月日 78.更新時分 79.更新職員番号 80.消除区分 81.優先資料区分 82.優先資料番号 83.給与合算区分 84.受給者番号 85.非課税区分 86.控対配 87.配特区分 88.扶養同老人数 89.扶養老人数 90.扶養他人数 91.扶養特定人数 92.障害同特人数 93.障害特人数 94.障害他人数 95.扶障配合区分 96.本人特障 97.本人他障 98.夫あり 99.未成年 100.老年者 101.寡婦一般 102.寡婦特別 103.寡夫 104.勤労学生 105.本人専従 106.事業所家屋敷 107.均等割区分 108.本人希望徴収区分 109.青色申告区分 110.専従配偶者 111.専従他人数 112.生活保護取扱区分 113.次年度市申送 114.特徴給報資料番号 115.減免率 116.減免開始日 117.変更納期限 118.確定延滞金計算区分 119.決定日 120.オンライン決定フラグ 121.通知書番号 122.所得控除件数 123.所得控除情報(区分、金額) 124.分離譲渡条文情報領域(区分、コード) 125.月別情報(月割額、特徴指定番号、特徴個人番号) 126.期別情報(期割額) 127.警告コード 128.エラーコード 129.同一生計控配外 130.ひとり親 131.所得金額調整控除区分子特 132.森林環境税非課税区分 133.定額減税対象人数 134.還付加算金起算日設定 135.住宅特定取得以外 136.居住年月日 137.計算値 138.減免割合 139.減免理由 140.税移減税区分 141.年金特徴計算 142.年金特徴停止月 143.本徴収停止依頼日 144.扶養年少人数 145.扶養成年人数 146.本徴収更正月 147.拡張済期 148.拡張開始期 149.賦課強制修正フラグ 150.印刷用更正事由 151.延滞金手動計算区分

(過年度)

152.タイムスタンプ日付 153.タイムスタンプ時刻 154.課税年度 155.宛名コード 156.過年度連番 157.過年度枝番 158.調定年度 159.過年度増分税額 160.過年度納期限 161.過年度通知日 162.変更納期限 163.決定日 164.賦課連番 165.更新年月日 166.更新時分 167.更新職員番号

(事業所)

168.タイムスタンプ日付 169.タイムスタンプ時刻 170.年度 171.特徴指定番号 172.決定日 173.宛名コード 174.報告人数 175.納入書発送区分 176.納通等返送区分 177.納通等返送日 178.納特区分 179.納特開始年月 180.納特終了年月 181.非課税人数 182.普徴区分 183.通知書出力区分 184.個人番号配番区分 185.官公庁区分 186.総括表訂正有無 187.給報受付日 188.事業所異動事由 189.特徴最終個人番号 190.特徴月別情報(月割額、月別人員) 191.更新年月日 192.更新時分 193.更新職員番号 194.月割充当額情報(月割充当額) 195.納税者ID 196.総括表発送区分 197.受取方法 198.納税義務者受取方法

(事業所メモ)

199.タイムスタンプ日付 200.タイムスタンプ時刻 201.年度 202.特徴指定番号 203.メモ内容 204.通知先アドレス

(被扶養)

205.タイムスタンプ日付 206.タイムスタンプ時刻 207.年度 208.宛名コード 209.履歴連番 210.主宛名コード 211.主世帯コード 212.被扶養専従者区分 213.被扶養区分 214.消除区分 215.被扶養専従異動事由 216.異動年月日 217.更新年月日 218.更新時分 219.更新職員番号

(対象者情報)

220.タイムスタンプ日付 221.タイムスタンプ時刻 222.年度 223.連番 224.レコード区分 225.市町村コード 226.特別徴収義務者コード 227.通知内容コード 228.予備1 229.特別徴収制度コード 230.作成年月日 231.年金保険者用整理番号1 232.年金コード 233.予備2 234.生年月日 235.性別 236.氏名-カナ 237.氏名-漢字 238.住所-郵便番号 239.住所-カナ 240.住所-漢字 241.各種区分 242.処理結果 243.各種年月日 244.金額1~8 245.停止年月 246.年金保険者用整理番号2 247.宛名コード 248.宛名コード付番区分 249.特徴税額通知情報(作成日、対象者情報) 250.年金特徴予定額(10月、12月、2月、4月、6月、8月) 251.税額通知結果情報(受領日、処理結果) 252.徴収結果情報(受領日、各種区分、徴収額) 253.停止通知情報(作成日、各種区分、停止年月) 254.停止結果情報(受領日、処理結果) 255.変更通知情報(作成日、各種区分) 256.変更結果情報(受領日、処理結果) 257.特定誤りフラグ 258.更新年月日 259.更新時分 260.更新職員番号

(仮徴収)

261.タイムスタンプ日付 262.タイムスタンプ時刻 263.年度 264.宛名コード 265.仮徴収連番 266.処理コード 267.賦課連番 268.消除区分 269.停止事由 270.停止月 271.異動年月日 272.仮徴収金額(4月、6月、8月) 273.前年徴収金額(10月、12月、2月) 274.依頼年月日 275.決定日 276.当初確定フラグ 277.プリントフラグ 278.更新年月日 279.更新時分 280.更新職員番号 281.印刷用更正事由

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<申告支援 住民税課税データ>

282.市町村コード 283.西暦年度 284.起票月日 285.異動区分 286.個人コード 287.生年月日 288.異動順位 289.異動期別 290.期別修正
291.営業等所得 292.農業所得 293.特定投資株式譲渡繰越損失額—一般株式分 294.不動産所得 295.給与収入 296.公的年金収入
297.その他の所得 298.配当所得—住民税対象 299.控除額合計 300.公的年金所得 301.利子所得 302.配当所得—国税対象分 303.肉
用牛売却所得 304.総合譲渡—一時所得 305.総合譲渡—短期所得 306.総合譲渡—長期所得 307.上場株式の配当分離所得 308.上場
株式の所得 309.未公開株式の所得 310.分短—一般分—特別控除区分 311.分短—一般分—特別控除前 312.分短—一般分—特別控
除額 313.分短—一般分—特別控除後 314.分短—軽減分—特別控除区分 315.分短—軽減分—特別控除前 316.分短—軽減分—特別
控除額 317.分短—軽減分—特別控除後 318.分長—一般分—特別控除区分 319.分長—一般分—特別控除前 320.分長—一般分—特
別控除額 321.分長—一般分—特別控除後 322.分長—特定分—特別控除区分 323.分長—特定分—特別控除前 324.分長—特定分—
特別控除額 325.分長—特定分—特別控除後 326.分長—軽減分—特別控除区分 327.分長—軽減分—特別控除前 328.分長—軽減分—
特別控除額 329.分長—軽減分—特別控除後 330.分長—軽減分—特別控除区分 331.分長—軽減分—特別控除前 332.分長—軽減分—
特別控除額 333.分長—軽減分—特別控除後 334.給与所得 335.給与特定支出 336.山林所得—特後 337.外国所得 338.配当所得
—その他 339.社会保険料控除 340.小規模企業共済掛金控除 341.生命保険料控除 342.個人年金支払額 343.地震保険料控除 344.旧
長期損保支払額 345.寄付金控除—国税控除額 346.寄付金額 347.寄付金控除—住民税控除額 348.医療費控除 349.医療費控除差引
負担額 350.雑損控除 351.青白区分 352.配偶者有無 353.配外人数 354.専従者給与収入 355.専従者給与控除額 356.雑損控除災害関
連支出額 357.雑損控除差引損失額 358.配偶者特別控除額 359.同配区分 360.控除対象外の同配有無「所得税用」 361.配偶者所得
362.控除対象外の同配有無「住民税用」 363.障害扶養—特別 364.障害扶養—内同居 365.障害扶養—その他 366.扶養親族数—特定
367.扶養親族数—老人 368.扶養親族数—内同居 369.扶養親族数—その他 370.本人障害区分 371.寡フひとり親区分 372.勤労学生区
分 373.生活保護 374.均等割 375.家屋敷 376.均のみ 377.子特区分 378.特普区分 379.未成年者区分 380.未成年失格区分 381.行政区
コード 382.世帯コード 383.新事業所コード 384.減免額—市町村所得割 385.減免額—市町村均等割 386.減免額—県所得割 387.減免
額—県均等割 388.異動年月日 389.納付済額 390.更正事由 391.受給者番号 392.所属コード 393.特定投資株式譲渡繰越損失額—上
場株式分 394.整理番号 395.計算所得税 396.配当控除 397.住宅借入金等特別控除 398.投資リース税 399.政党等寄付金特別控除
400.差引所得税額 401.災害減免額 402.外国税額 403.外国税額控除後所得税額 404.特別減税額 405.源泉徴収税額 406.申告納税額
407.入力所得税額 408.総合譲渡—一時 409.総合譲渡—短期 410.総合譲渡—長期 411.総合譲渡短期長期 412.山林所得—特別控除
額 413.合計所得 414.肉用牛—住民税課税用 415.チェック1 416.チェック2 417.チェック3 418.チェック4 419.チェック5 420.金額1 421.金
額2 422.金額3 423.金額4 424.金額5 425.メニュー1 426.メニュー2 427.メニュー3 428.メニュー4 429.メニュー5 430.就職区分 431.退
職区分 432.就退職年 433.就退職月 434.就退職日 435.乙欄 436.死亡退職 437.災害 438.外国人 439.台帳番号 440.年少扶養数 441.所
得税分—利益の配当 442.所得税分—他の証券 443.所得税分—一般外貨建 444.住民税分—利益の配当 445.住民税分—他の証券
446.住民税分—一般外貨建 447.退職所得金額 448.先物取引所得額 449.青色申告特別控除 450.特定居住用損失区分—一般所得分
451.特定居住用損失区分—特定所得分 452.特定居住用損失区分—軽減所得分 453.国税連携資料番号 454.株式譲渡繰越 455.先物
取引繰越 456.株式所得割額控除額 457.配当割額控除額 458.肉用牛免税以外 459.耐震改修特別控除 460.税率調整区分 461.住宅借
入金等特別控除可能額 462.住宅借入金等特別控除見込額 463.住宅借入金等特別控除申告区分 464.地震保険料支払額 465.電子証
明書等特別控除 466.医療費控除—住民税控除額 467.寄附金額—ふるさと納税 468.寄附金額—都道府県条例指定 469.寄附金額—
市区町村条例指定 470.寄附金額—共同募金 471.寄附金税額控除—都道府県 472.寄附金税額控除—市区町村 473.公的年金源泉徴
収税額 474.予備 475.寄附金額—日赤 476.居住開始年月日—新築等 477.居住開始年月日—増改築等 478.住宅借入金等特別控除—
計算対象 479.上場株式譲渡損失額—譲渡差引額 480.上場株式譲渡損失額—配当差引額 481.事業所コード 482.申告区分1 483.申告
区分2 484.申告区分3 485.更新日 486.受付日 487.営業等収入 488.農業収入 489.不動産収入 490.利子収入 491.配当収入 492.雑そ
の他収入 493.総合譲渡—一時収入 494.総合譲渡—短期収入 495.総合譲渡—長期収入 496.分離短—一般分収入 497.分離短—軽減
分収入 498.分離長期—一般分収入 499.分離長期—特定分収入 500.分離長期—軽減分収入 501.分離株式等—未公開分収入 502.分
離株式等—上場株式分収入 503.分離株式等—上場株式配当分収入 504.分離先物取引収入 505.山林収入 506.退職収入 507.申告受
付場所区分 508.平均課税対象額 509.3年前—純損失 510.3年前—居住用損失 511.3年前—雑損失 512.2年前—純損失 513.2年前
—居住用損失 514.2年前—雑損失 515.1年前—純損失 516.1年前—居住用損失 517.1年前—雑損失 518.国外所得総額 519.外国所
得税額 520.3年前—国税 521.3年前—県民税 522.3年前—市民税 523.2年前—国税 524.2年前—県民税 525.2年前—市民税 526.1
年前—国税 527.1年前—県民税 528.1年前—市民税 529.3年前分 530.2年前分 531.1年前分 532.県外国税額控除額 533.市外国税
額控除額 534.確定申告を要しない配当所得 535.3年前純損失 536.3年前居住用損失 537.3年前雑損失 538.2年前純損失 539.2年前
居住用損失 540.2年前雑損失 541.1年前純損失 542.1年前居住用損失 543.1年前雑損失 544.申告区分4 545.申告区分5 546.申告区
分6 547.宛名電話番号—自宅 548.宛名電話番号—携帯 549.宛名電話番号—勤務先 550.寄付金額—都道府県条例—非認定NPO法
人等 551.寄付金額—市区町村条例—非認定NPO法人等 552.5年前被災純損失 553.5年前特定雑損失

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

555.4年前特定雑損失 556.3年前被災純損失 557.3年前特定雑損失 558.2年前被災純損失 559.2年前特定雑損失 560.1年前被災純損失 561.1年前特定雑損失 562.5年前被災純損失 563.5年前特定雑損失 564.4年前被災純損失 565.4年前特定雑損失 566.3年前被災純損失 567.3年前特定雑損失 568.2年前被災純損失 569.2年前特定雑損失 570.1年前被災純損失 571.1年前特定雑損失 572.5年前被災純損失 573.5年前特定雑損失 574.4年前被災純損失 575.4年前特定雑損失 576.3年前純損失 577.3年前被災純損失 578.3年前居住用損失 579.3年前雑損失 580.3年前特定雑損失 581.2年前純損失 582.2年前被災純損失 583.2年前居住用損失 584.2年前雑損失 585.2年前特定雑損失 586.1年前純損失 587.1年前被災純損失 588.1年前居住用損失 589.1年前雑損失 590.1年前特定雑損失 591.5年前被災純損失 592.5年前特定雑損失 593.4年前被災純損失 594.4年前特定雑損失 595.3年前純損失 596.3年前被災純損失 597.3年前居住用損失 598.3年前雑損失 599.3年前特定雑損失 600.2年前純損失 601.2年前被災純損失 602.2年前居住用損失 603.2年前雑損失 604.2年前特定雑損失 605.1年前純損失 606.1年前被災純損失 607.1年前居住用損失 608.1年前雑損失 609.1年前特定雑損失 610.総合譲渡一短期特控 611.総合譲渡一長期特控 612.給与収入一特徴分 613.特定肉用牛収入一免税分 614.特定肉用牛収入一免税外分 615.新生命保険料 616.旧生命保険料 617.新個人年金保険料 618.介護医療保険料 619.配当一住民税用一その他 620.復興特別所得税額 621.所得税額及び復興特別所得税額 622.住借控除特定取得非該当区分 623.所得控除及び雑損繰越控除適用順序パラメータ 624.地震保険料控除一住民税控除額 625.地震保険料支払額一所得税額 626.旧長期損保支払額一所得税額 627.雑損控除一住民税控除額 628.寄附金ワンストップ特例区分 629.医療費控除区分 630.入力資料番号 631.配当収入[所得税分] 632.一般株式等譲渡収入 633.上場株式等譲渡収入 634.上場株式等配当等収入 635.上場株式等配当等所得 636.上場株式等譲渡所得 637.一般株式等譲渡所得 638.上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額(本年分差引く額) 639.上場株式等及び特定投資株式譲渡損失額(本年分譲渡から差引く額) 640.上場株式等及譲渡損失額(本年分配当から差引く額) 641.特定投資株式譲渡繰越損失額(本年分一般株式譲渡から差引く額) 642.特定投資株式譲渡繰越損失額(本年分上場株式等譲渡から差引く額) 643.業務収入 644.業務所得 645.給与所得一住民税額 646.公的年金所得一住民税額 647.所得金額調整控除一子特分一住民税額 648.所得金額調整控除一年金分一住民税額 649.公的年金以外の合計所得一所得税分 650.公的年金以外の合計所得一住民税分 651.確定申告日 652.優先資料番号 653.給報優先資料番号 654.租税条約免税給与収入 655.年税額一住民税額一森林環境税額 656.申告特例状態区分 657.確定申告分離フラグ 658.確定申告損失フラグ 659.確定申告還付フラグ 660.住宅借入金等特定取得区分 661.住民税定額減税対象人数 662.所得税定額減税可能額 663.所得税定額減税控除済額

<申告支援 扶養データ>

664.西暦年度665.扶養者宛名コード666.被扶養者宛名コード667.住登外コード668.氏名669.続柄670.生年月日671.同配区分672.扶養区分673.障害区分674.控除額675.別居区分676.別居住所677.住民税専従者対象区分678.住民税専従者給与679.国外居住フラグ680.控除対象外の同配有無[所得税用]681.控除対象外の同配有無[住民税用] 682.被扶養専従者特定区分

<申告支援 専従者データ>

683.主宛名コード684.被宛名コード685.青色区分686.配偶者区分687.専従者控除額688.年度689.所得区分690.種目区分691.続柄名称692.別世帯区分693.別世帯コード694.月数695.仕事の内容696.別居区分697.別居住所698.被扶養専従者特定区分

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【住民からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード又は通知カード及び番号法、番号法施行令、番号法施行規則に定める身分証明書等を用いた確認を厳格に行う。 <p>【庁内他システムからの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手元のファイルに登録された情報より作成されており、目的外の入手が行われるリスクを防止する措置が講じられている。 <p>【他部署及び他機関からの情報の入手】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及び対象者の4情報（氏名、性別、生年月日、住所）を正確に記載した書面を用い、所属長の決裁を受けた後に照会を行う。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	特定個人情報の入手は、番号法、地方税法及びその他地方税に関する法律または森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律で定められた範囲に限定し、範囲を逸脱して特定個人情報を入手しないことを徹底する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・届出者や申請者が本人の場合は本人確認、代理人の場合は代理人の本人確認及び委任状記載内容を確認する。 ・システムを通じた特定個人情報の入手は、IDと生体認証パスワードによる認証を行う。 ・操作者の利用可能な機能をシステム上で制御し、不適切な方法による情報入手を防ぐ。 ・アクセスログを保存し、必要に応じて確認する。 (アクセスログの記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名番号、処理内容等)
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カードの提示により本人確認を行う。 ・公的機関発行の本人確認書類（身分証明書）の提示により本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・通知カード、個人番号カードの提示により個人番号の真正性確認を行う。 ・公的機関発行の本人確認書類（身分証明書）の提示により個人番号の真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入力作業、審査作業を分担し、入力ミスのリスクを回避する。 ・各種申請・届出は、提出されたものを保管し、必要に応じて再確認を行う。 ・入手した情報は、窓口での聞き取りや添付書類との照合等の確認を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	<ul style="list-style-type: none"> 委託先の管理体制、安全管理措置等、特定個人情報の取扱いが適正であるか確認する。 委託先の社会的信用力をプライバシーマーク等の公的機関の認定取得情報で確認する。 委託契約の締結後は、必要に応じて実地の監査、調査等を行うことにより、特定個人情報の取扱状況の把握、情報保護管理体制の把握を行う。 	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 閲覧・更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧・更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上でアクセスの制限を行う。 閲覧・更新のアクセスログを記録し、不正使用がないことを確認する。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残す。 	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務外で特定個人情報を使用することは一切認められない旨を委託契約書に明記する。 個人情報保護にかかる誓約書を提出させる。 特定個人情報の取扱状況を書面にて報告させ、職員が必要に応じて実地監査・調査等を行う。 セキュリティ研修の実施を義務付け、個人情報保護の意識を徹底させる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 市の指示、承諾のない特定個人情報の複写、複製及び指定作業場所からの持出禁止を委託契約書に明記する。 委託先のデータ保護状況を必要に応じて監査する。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 紙媒体は、シュレッダーによる裁断を行う。 電子記録媒体は、物理的な破砕にて完全なデータ消去を行う。 職員は委託業者に対して必要な調査や報告を求める。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	(秘密の保持) 業務を行うに当たって知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 (適正な管理) 業務に係る特定個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故を防止するため、特定個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (収集の制限) 業務を達成するために必要な範囲で、適法かつ適正な方法により特定個人情報を収集しなければならない。 (委託目的以外の利用等の禁止) あらかじめ市の指示または承諾があるときを除き、第三者に委託又は請負をしてはならない。 (複写、複製の禁止) あらかじめ市の指示または承諾があるときを除き、市から提供された特定個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。 (事故発生時の報告業務) 特定個人情報取扱規定に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに市に報告をし、その指示に従わなければならない。 (特定個人情報の返還) 契約が終了、又は解除されたときは、この契約による事務に係る特定個人情報を速やかに市に返還し、又は漏えいしない方法で確実に処分しなければならない。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

	具体的な方法	再委託を行う場合は、委託先より事前に書面による再委託申請を受け付け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先において、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられていることを確認し、内部における決裁手続を経た後に承認することとする。
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 電子データによる特定個人情報の提供・移転の際は、すべて送信記録のログを取得している。 紙媒体による特定個人情報の提供・移転の際は、発送簿に発送記録を残している。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供・移転が必要な場合は、法的根拠等を十分確認し職場管理者の決裁を受けた後に提供・移転を行う。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 電子データによる特定個人情報の提供・移転は、使用者の認証が厳格に行われる定められた情報基盤を利用して行うため、不適切な方法で特定個人情報が提供・移転されないことがシステム機能上担保されている。 紙媒体による特定個人情報の提供・移転は、適切であることを複数の職員で確認の上、職場管理者の決裁を受け、発送簿に発送記録を記載した後のみ行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 論理チェック等を行うシステム機能により、情報の正確性を担保している。 電子データによる特定個人情報の提供・移転は、使用者の認証が厳格に行われる定められた情報基盤を利用して行うため、誤って特定個人情報が提供・移転されないことがシステム機能上担保されている。 紙媒体による特定個人情報の提供・移転は、適切であることを複数の職員で確認の上、職場管理者の決裁を受け、発送簿に発送記録を記載した後のみ行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> 特定個人情報の提供・移転に用いる回線は、インターネットに接続できない専用回線で構築されたネットワークを用いる。 		

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>リスク5: 不正な提供が行われるリスク</p>	
<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラを付設する。 ・ICカード及び生体認証による入退管理、要員所在管理システムを付設する。 ・停電によるデータの消失を防ぐため、電子計算機に無停電電源装置を付設する。 ・火災によるデータ消失を防ぐため、施設内に消火設備を付設する。 ・職員等がサーバ室(データセンター)等へ入退室をする際は、データの漏えい防止のために、電子記録媒体、携帯電話、パソコン類等の不要な機器の持ち込みがないかを確認する。 ・作業のためにサーバ室(データセンター)等へ入退室する際に、電子記録媒体等の機器類を持ち込み、持出しする場合は、事前に責任者に申請書を提出し、承認を得ることとしている。 ・利用する電子記録媒体については、管理者等が許可・承認をしたものに限定し、担当者が私物の機器等を利用することを防止する。 ・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。 ・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークを通じた不正な侵入がないよう、ファイアウォールを設置する。 ・コンピュータウイルス対策ソフトを導入する。 ・OSには随時パッチ適用を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	—
	再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号は、生存者の個人番号と分けて管理しないため、生存者の個人番号と同様の方法で保管する。

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報は職員により速やかに更新されている。また、その情報はシステムにより自動更新が担保されており、古い情報が残るリスクはない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保存期間を経過した特定個人情報は、システム処理にて消去する。 ・紙帳票は、津市文書管理規程に基づく保管及び管理を行う。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p>年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p>・内部監査 総務課及びデジタル改革推進課による内部監査を年に一度実施する。 具体的には、以下の観点による自己監査を実施し監査結果を踏まえて体制等を改善する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・入職時に特定個人情報等の適切な取扱いに関する研修の受講を必須としている。 ・担当部署内において、必要な知識の習得のために研修・教育を年1回実施するとともに、その記録を残している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	三重県津市 総務部総務課 文書・公開担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3276
②請求方法	個人情報の保護に関する法律および津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式について津市ホームページに掲載する。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 公文書の閲覧は無料、ただし、写しの交付等を希望する場合は、写しの (手数料額、納付方法: 交付については1枚(A3判まで)につき、白黒10円、カラー20円が必要と) なる。
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人情報事務届出書
公表場所	津市本庁舎7階 情報公開室
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	三重県津市 政策財務部市民税課 市民税担当 〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 電話 059-229-3130
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、問合せ内容及び対応等について記録を残す。情報漏えい等の重大な事案に関する問合せについては関係先等に調査を行うとともに、総務部総務課へ進捗状況を報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年11月19日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	パブリックコメント手続きによる意見募集を実施。実施に際しては「広報津」及び「津市ホームページ」に意見募集する旨の記事を掲載し、津市ホームページ、市民税課(本庁舎2階)、市情報公開室(本庁舎7階)、各総合支所市民福祉課(市民課)において、案の閲覧及び配布を行う。
②実施日・期間	令和2年12月14日～令和3年1月14日(30日間)
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	該当意見なし
⑤評価書への反映	—
3. 第三者点検	
①実施日	令和3年2月4日
②方法	津市情報公開・個人情報保護審査会において、評価書に関する点検及び意見聴取を行う。
③結果	指針に定める評価の目的等に照らし妥当である。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月28日	I－(別添1)事務の内容		事務フロー図に「⑫庁内連携」矢印を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
平成27年12月28日	I－(別添1)事務の内容		「⑫個人住民税の賦課及び調査に必要な他の事務の情報を庁内連携により利用する。」を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 提供・移転の有無	[○]移転を行っている(16)件	[○]移転を行っている(23)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
平成27年12月28日	II－5 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9項	番号法第19条第9号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 移転先1	番号法第9条及び別表第1に定める事務を行う部署(別紙2参照)	津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務を行う部署(別紙2参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 移転先1 ①法令上の根拠	番号法第9条及び別表第1の各項番	番号法第9条第2項並びに津市個人番号利用条例第4条第2項及び第3項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II－5 移転先1 ②移転先における用途	番号法第9条及び別表第1で規定された事務	別紙2参照	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成27年12月28日	II(別紙2)		庁内連携に係る条例制定により別紙2を修正	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
平成28年6月1日	I－7－② 所属長	市民税課長 樋口 智子	市民税課長 丸山 美由紀	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
平成28年6月1日	V－1－③ 手数料等	カラ－50円	カラ－20円	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
平成29年6月1日	I－5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項）</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） （第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの）：27の項</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
平成29年6月1日	(別添1)事務の内容		<p>事務フロー図の「⑤普通／年金徴収税額通知書【紙】」を個人番号を含まない情報の流れに修正 「⑩他市回送書【紙】」「⑪294-3課税通知書【紙】」に【電子】を追加</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	II-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(61)件	[○]提供を行っている(64)件	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く) 提供先2、5、6 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く) 提供先6 ⑥提供方法	[]その他()	[○]その他(eLTAX)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うもの除く) 提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	番号法第19条第10号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
平成29年6月1日	(別紙1)番号法第19条7 別表第二に定める事務		番号法の改正により項番38及び85-2を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月1日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の2、第23条、第24条、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠）第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
平成30年6月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	(所得) 79.年度 80.宛名番号 81.特普キー 82.SEQ 83.	(所得) 79.年度 80.宛名番号 81.特普キー 82.SEQ 83.	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
平成30年6月1日	(別紙1)番号法第19条7号 別表第二に定める事務		番号法の改正により項番8、11、74、108及び116の特定個人情報の変更、項番85-2及び113の情報照会者の変更、項番117の削除及び項番120を119に変更	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅱ-4 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和1年5月31日	Ⅱ-5 委託先3 ⑥提供方法	[○]その他(eLTAX)	[○]その他(eLTAX、光ディスク等)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け
令和2年2月28日	I-1-②		【証明書発行事務】 ・関係システムを使用し、個人住民税に関する証明書を発行し交付する。	事前	
令和2年2月28日	I-2 システム2 ③他のシステムとの連携	滞納整理支援システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム	滞納整理支援システム、課税ファイリングシステム、申告支援システム、証明書コンビニ交付システム	事前	
令和2年2月28日	I-2 システム9	なし	システム増による追加	事前	
令和2年2月28日	I-(別添1)事務の内容		システム増による追加	事前	
令和2年2月28日	I-7-② 所属長	市民税課長 丸山 美由紀	市民税課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付け

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、119の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の3</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2</p> <p>（別表第2における情報提供の根拠） 第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項） （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	事前	
令和3年2月26日	I-2 システム3-② システムの機能	<p>・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、印刷等の機能</p>	<p>・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能</p>	事前	
令和3年2月26日	I-(別添1)事務の内容	なし	<p>④委託業者にて一括課税計算処理を行うを削除 ⑤特別徴収税額通知書 紙の修正 ⑪ワンストップ特例通知書 紙・電子の追加</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅱ-6 宛名・口座特定個人情報ファイル 特定個人情報の保管・消去	ハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	ハード更改等の際は、保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-4 個人住民税特定個人情報ファイル 委託事項1 ①委託内容	課税計算	削除	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-4 個人住民税特定個人情報ファイル 委託事項1 ②その妥当性	【課税計算】 ・短期間で課税計算作業を職員で対応することが困難なため、専門的な知識・技術を有する民間事業者に委託している。	削除	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-4 個人住民税特定個人情報ファイル 委託事項3 ⑦～⑨再委託	再委託しない	再委託する	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先2 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先3 ⑥提供方法	その他、紙	専用線、電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先4 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先5 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-5 個人住民税特定個人情報ファイル 提出先6 ⑥提供方法	その他	専用線	事前	
令和3年2月26日	Ⅱ-6 個人住民税特定個人情報ファイル ①保管場所	なし	・持ち運ぶ際は、電子記録媒体内のデータの暗号化、パスワードによる保護をする。 ・電子記録媒体を施錠できるキャビネット等に保管する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ-3 リスク3 リスクに対する措置の内容	監査する	実地監査・調査等を行う	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年2月26日	Ⅲ-3 リスク4 リスクに対する措置の内容	・事務端末に、特定個人情報ファイルを保存できないよう制限する。	・各端末での外部記憶媒体用のインターフェイスを封じ、USBメモリ等への複写ができないよう制御する。	事前	
令和3年2月26日	Ⅲ-4 委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	監査する	実地監査・調査等を行う		
令和3年2月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル		システム更改により別添2を修正	事前	
令和3年2月26日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税特定個人情報ファイル		システム更改により別添2を修正	事前	
令和3年2月26日	I-2 システム2-② システムの機能	及び集計	削除	事前	
令和4年5月30日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱い委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティマーケティングアクト	株式会社エコシティサービス津営業所	事後	
令和4年5月30日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く） 提供先1	番号法第19条第7号及び別表第2に定める情報照会者（別紙1参照）	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第2	番号法第19条第8号及び別表第2	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く） 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号及び別表第2で規定された事務	番号法第19条第8号及び別表第2で規定された事務	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	II-5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うもの除く） 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先6 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第10号	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年5月30日	Ⅱ-5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)提供先7 ①法令上の根拠	番号法第19条第10号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	番号法第19条第11号並びに津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(以下「津市個人番号利用条例」という。)第5条第1項及び別表第3 1の項	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない
令和4年5月30日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1:目的外の入手が行われるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・通知カード、個人番号カードの提示により本人確認を行う。 ・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。	・個人番号カードの提示により本人確認を行う。 ・公的機関発行の本人確認書類(身分証明書)の提示により本人確認を行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	Ⅲ-6 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第7号 別表第二に定める事務	(別紙1)番号法第19条第8号 別表第二に定める事務	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和4年5月30日	(別紙1)番号法第19条8号別表第二に定める事務		番号法の改正により項番121を追加	事後	
令和4年5月30日	(別添1)事務の内容		システム変更により、(別添1)を修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		「課税ファイリングシステム」文言の削除	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4		システム4を削除	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム		システム5をシステム4、システム6をシステム5、システム7をシステム6、システム8をシステム7、システム9をシステム8へ修正	事後	
令和4年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3	<p>【申告準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名、事業所、給与、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能 <p>【申告受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 <p>【国税連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能 <p>【住民税課税データ作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の合算、論理チェックを行い、住民税課税データを個人住民税システムへ移出する機能 	<p>【申告準備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宛名、事業所、給与、公的年金、福祉情報等の各データセットアップ機能 <p>【申告受付】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得入力、控除入力、計算、帳票印刷等の申告書受付機能 <p>【国税連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税連携データの取込、宛名関連付け、データ補記、是正情報等の作成、印刷等の機能 <p>【住民税課税データ作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の合算、論理チェックを行い、住民税課税データを個人住民税システムへ移出する機能 <p>【課税資料のイメージ化機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料を受け取り、課税資料をイメージ化する機能 <p>【課税資料のイメージ管理機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料の資料番号や宛名情報をもとに対象者の課税資料イメージを管理し、検索する機能 <p>【アノテーション機能】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税資料イメージにマーカーやメモ等を添付する機能 	事後	
令和5年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	③ほかのシステムとの連携 [その他](媒体での連携のためほかのシステムとのネットワーク接続はしていない)	③ほかのシステムとの連携 [その他](媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない)	事後	
令和5年5月30日	I-2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	③ほかのシステムとの連携 [その他](媒体での連携のためほかのシステムとのネットワーク接続はしていない)	③ほかのシステムとの連携 [その他](媒体等での連携のため、他のシステムとの接続はしていない)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）</p> <p>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、103、106、107、108、113、114、116、117、120、121の項）</p> <p>（番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠）</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠）</p> <p>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項）</p> <p>（別表第2省令における情報照会の根拠）</p> <p>第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）</p> <p>第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項）</p> <p>（番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠）</p> <p>第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4</p> <p>（別表第2における情報照会の根拠）</p> <p>第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項）</p> <p>（別表第2省令における情報照会の根拠）</p> <p>第20条</p>	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和5年5月30日	(別紙1)番号法第19条8号別表第二に定める事務		番号法の改正により項番29、30、102、115を追加	事後	
令和5年5月30日	(別添1)事務の内容		システム変更により、(別添1)を修正	事後	
令和5年5月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税特定個人情報ファイル		システム変更により、(別添2)を修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月30日	評価書名 個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理で あり、重要な変更にあたらない
令和6年5月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ①事務の名称 ②事務の内容 (別添1)事務の内容 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム2 ②システムの機能 システム3 ②システムの機能 3. 特定個人情報ファイル名 4. 特定個人情報ファイルを取 り扱う理由 ①事務実施上の必要性 ②実現が期待されるメリッ ト 6. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理で あり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月30日	<p>II 特定個人情報ファイルの概要</p> <p>(1)宛名・口座特定個人情報ファイル</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>④入手に係る妥当性</p> <p>⑥使用目的</p> <p>(2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル</p> <p>1. 特定個人情報ファイル名</p> <p>2. 基本情報</p> <p>③対象となる本人の範囲</p> <p>④記録される項目</p> <p>3. 特定個人情報の入手・使用</p> <p>④入手に係る妥当性</p> <p>⑥使用目的</p> <p>⑧使用方法</p> <p>5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く)</p> <p>提供先5</p> <p>②提供先における用途</p>		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更に当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 1. 特定個人情報ファイル名 2. 特定個人情報の入手		「森林環境税」の追加	事後	法改正に伴う条項等の整理で あり、重要な変更にあたらない
令和6年5月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務において使用する システム システム4 ②システムの機能		【税通基本情報ファイルの連携】の追加	事後	
令和6年5月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (1)宛名・口座特定個人情 報ファイル 委託事項1 ⑥委託先名 (2)個人住民税及び森林環 境税特定個人情報ファイル 委託事項1 ⑥委託先名 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社三重電子計算センター	株式会社ミエデン	事後	
令和6年5月30日	II 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの 取扱いの委託 (2)個人住民税及び森林環 境税特定個人情報ファイル 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社エコシティサービス津営業所	株式会社アウトソーシングトータルサポート	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月30日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査	情報企画課	デジタル改革推進課	事後	
令和6年5月30日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ②請求方法	津市個人情報保護条例に基づき、指定様式により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	個人情報の保護に関する法律および津市個人情報の保護に関する法律施行条例に基づき、指定様式により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。	事後	
令和6年5月30日	(別紙1)番号法第19条8号別表第二に定める事務	項番27 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	項番27 事務 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更には当たらない
令和6年5月30日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル		システム変更により、(別添2)を修正	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	I-5 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1 16の項 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条	番号法第9条第1項及び別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない
令和7年6月23日	I-6 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項） （番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（以下「別表第2省令」という。）における情報提供の根拠） 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 （別表第2における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（27の項） （別表第2省令における情報照会の根拠） 第20条</p>	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び当該主務省令第2条の表（主務省令第2条の表における情報提供の根拠）第3欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち第4欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報提供の根拠） 第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第9条、第13条、第15条、第17条、第22条、第30条、第39条、第41条、第44条、第50条、第51条、第55条、第59条、第60条、第61条、第65条、第67条、第68条、第71条、第75条、第77条、第78条、第83条、第85条、第86条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第98条、第100条、第108条、第110条、第117条、第126条、第127条、第131条、第132条、第134条、第139条、第140条、第142条、第143条、第144条、第146条、第149条、第153条、第154条、第157条、第158条、第160条、第162条、第163条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条 （主務省令第2条の表における情報照会の根拠） 第1欄（情報照会者）が「市町村長」の項のうち、第2欄（事務）が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっているもの（24の項） （番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令における情報照会の根拠） 番号法施行令第20条</p>	事後	法改正に伴う条項等の整理であり、重要な変更にあたらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (1)宛名・口座特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第9条第1項及び別表1 16の項に規定されている。	番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	番号法第9条第1項及び別表1 16の項に規定されている。	番号法第9条第1項及び別表 24の項に規定されている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1	番号法第19条第8号及び別表第2に定める情報照会者(別紙1参照)	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表に定める情報照会者(別紙1参照)	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	II 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名 (2)個人住民税及び森林環境税特定個人情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号及び別表第2で規定された事務	番号法第19条第8号及び当該主務省令第2条の表で規定された事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月23日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (申告支援住民税課税データ)		システム変更により、(別添2)を修正	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	(※2) 番号法別第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2) 番号法に基づく主務省令第2条の表及び第19条に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	(別紙1) 番号法第19条8号 別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に定める事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない
令和7年6月23日	(別紙2) 津市個人番号利用条例第4条第1項に定める事務	番号法別表第2の項番	番号法に基づく主務省令第2条の表の項番	事後	その他の項目の変更であり、事前の公表・提出が義務付けられていない